東海市告示第４５号

令和７年度東海市自発的活動支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市自発的活動支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条及び第７８条に基づく「地域生活支援事業実施要綱」に定める自発的活動支援事業に基づき、障害者等その家族及び地域住民等が自発的に実施する取り組みに対し補助金を交付することにより、障害者等が自立した日常生活及び社会生活が営み、共生社会の実現を図ることを目的とし、補助金の交付の対象となる事業並びに補助金の交付の対象となる経費及び額について必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第２条　補助金の交付の対象となる事業並びに補助金の交付の対象となる経費及び額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第３条　補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第４条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第５条　申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して３０日を経過した日又は令和８年３月３１日までのいずれか早い日までに、実績報告書を市

長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

２　前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した申請者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第６条　市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第７条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

２　申請者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

⑴　この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。

⑵　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し、不正の行為があったとき。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第２条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条及び第７８条に基づく「地域生活支援事業実施要綱」に定める自発的活動支援事業	印刷費	補助対象事業に要した費用額以内で市長が定める額